

部会・委員会規程

(目的)

第1条 公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という）定款第37条、38条に基づき、本会の事業運営等を補佐するため、部会・委員会を設ける。

(構成)

第2条 各部・委員会は部長・委員長を組織することができる。

(委嘱)

第3条 部長・委員長及び各部員・委員は理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

(各部・委員会)

第4条 各部・委員会は次の通りとする。

- (1) 総務部 (庶務、人事及び他の部に属さない業務に関すること)
- (2) 経理部 (経理、管財に関すること)
- (3) 保険部 (各種保険関係に関すること)
- (4) 事業部 (柔道大会、市民公開講座等に関すること)
- (5) 学術部 (生涯教育、学術講座、研修会、学会等に関すること)
- (6) 広報部 (広報、情報、広報活動に関すること)
- (7) 委員会は、必要あるときに理事会の議決により設ける。

(任期)

第5条 部員・委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のもの
の事業年度末までとする。補充された部員・委員は、前任者の残任期間とする。

(部長・委員長)

第6条 部長・委員長は、その所管事項を総括処理する。

(部員)

第7条 部員は、部長の指示に基づき其々の部に属し、事業運営等の補佐することに従事する。

(委員)

第8条 委員は、委員長の指示に基づき其々の委員会に属し、理事会から特別指示された事項に従事する。

(部・委員会の招集)

第 9 条 部長・委員長が必要と認めたときは、部会・委員会を招集することができる。

(守秘義務)

第 10 条 各部・委員会を通じて得られた情報を部長・委員長の許可なく外部に漏らしてはならない。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は理事会の決議による。

(附則)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 11 月 15 日総会決議)